



世工振ニュース

編集・発行
公益社団法人 世田谷工業振興協会
〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7
世田谷産業プラザ 2階
TEL (03) 3421-2863 FAX (03) 3422-4777
E-mail: info@setagaya-ia.or.jp
URL: https://www.setagaya-ia.or.jp/

【世工振】令和4年度 事業計画 収支予算

令和4年度の事業計画および収支予算が以下のとおり決定されました。

I. 公益目的 事業計画

1. 後継者育成・事業承継等経営支援事業に関する事

- (1) ものづくり基盤技術強化支援事業
- (2) 人材育成等支援事業
- (3) 経営支援講演会の開催
- (4) 異業種交流会の支援
- (5) 優良工業地視察等研修の実施
- (6) 災害時避難誘導塔の設置

2. 準工業地域の保全・拡充に関する事

- (1) 「準工業地域指導基準」の対応
- (2) 「住工共生まちづくり推進支援業務」の受託事業

3. 事業発展・拡大事業に関する事

- (1) 「ビジネスマッチング交流会」等の出展・支援
・「ビジネスマッチング交流会'22」の出展・支援
・「産業交流展2022」の出展・支援
・「せたがや産業フェスタ2022」に関する事業
- (2) 産・学・公 交流事業

4. 工業事業所PR及び情報提供事業に関する事

- (1) ホームページの充実
- (2) 機関紙の発行等啓発事業
- (3) 区民まつり等イベントへの参加

5. 行政機関等との協力・連携事業に関する事

- (1) 行政機関等との協力・連携
・ 諮問機関等への役員派遣
・ 世田谷ガリレオコンテストの協賛
・ 小学校等への出前講座の実施
・ ものづくり事業所見学の実施
・ 就労体験受入れ事業の実施
・ 若者就労支援に係る協力・連携
- (2) 区内産業交流団体(農・商・工)等との連携事業
・ 「産業交流促進会議」への参画

II. 管理運営 事業計画

1. 労働保険等加入促進事業に関する事

- (1) 労働保険事務の代行業務
- (2) 「とうきょう共済」代理所業務
- (3) 新たな収益事業の開拓

2. 会員支援・拡充事業に関する事

- (1) 会員増強活動の取り組み
- (2) 「ビジネスマッチング交流会」等の出展事業所支援
- (3) 区・都・工団連の産業表彰等への推薦
- (4) 会員交流事業の実施

3. 組織運営事業に関する事

- (1) 総会・理事会・委員会等の事務運営
- (2) 青年部会活動の事務運営

4. 事務局運営に関する事

- (1) 会計・経理等業務
- (2) 事務所維持管理
- (3) 事務局職員福利厚生業務

<収支予算>

(単位:円)

収入	
I 公益目的事業	23,627,000
II 公益目的以外	7,133,000
収入合計(I+II)	30,760,000
支出	
I 公益目的事業(直接費)	7,669,000
II 公益目的事業(直接費以外)、公益目的以外	23,091,000
支出合計(I+II)	30,760,000
収支差額	0

【世工振】「第44回 通常総会」開催のお知らせ

第44回通常総会の開催が以下のとおり決まりました。

◆ 日時 令和4年6月14日(火) 16時30分～17時30分

◆ 場所 三軒茶屋キャロットタワー26階

「オークラレストラン・スカイキャロット」

総会終了後、懇親会を18時より同会場にて予定しております。(今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止とせざるを得ない場合もありますので、ご承知おきます)

正式ご案内は別途郵送いたしますので、よろしくお願いたします。



(昨年の総会の様子)

【世田谷区】経済産業部長 後藤様より着任ご挨拶をいただきました

このたび、経済産業部長に着任しました後藤英一です。よろしくお願いいたします。
世田谷工業振興協会の皆様には、世田谷のものづくりの根幹をなす工業振興をはじめとする区の経済産業施策にご協力を賜り、ありがとうございます。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大や世界的な半導体不足は、多くの産業に計り知れない影響を及ぼし、今もその渦中にある状況ですが、これに加えて、ロシアによるウクライナへの侵攻に伴うエネルギー価格や原材料費の高騰など、区内産業を取り巻く状況は極めて不透明な中にあります。

このような中、区といたしましても、高い技術力を持った会員企業で構成される世田谷工業振興協会の皆様のお力をお借りしながら、地域産業の更なる発展と区民生活の向上に取り組んでいきたいと考えております。

結びに、今後も区政に大きなご協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、世田谷工業振興協会の更なるご発展と会員の皆様のご健勝・ご多幸を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



事務局からのお知らせ

◆雇用保険料率の変更について

令和4年3月30日、国会で成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律案」により、雇用保険料率は4月から2回に分けて引き上げられることになりました。令和4年度の保険料率は次のとおりです。

令和4年4月～9月

	労働者負担	事業主負担
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000
(3年度参考)	(3/1,000)	(6/1,000)
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000
(3年度参考)	(4/1,000)	(8/1,000)

令和4年10月～令和5年3月

	労働者負担	事業主負担
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000
(3年度参考)	(3/1,000)	(6/1,000)
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000
(3年度参考)	(4/1,000)	(8/1,000)

このため、今年度の労働保険の年度更新（確定申告）は、見込み賃金総額の半分を9月までの料率、残り半分を10月以降の料率で計算することとなりますのでご承知おきください。

◆パワハラ防止措置が4月より中小事業主においても義務化されました

令和2年に先行して大企業を対象として施行された「労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」が令和4年4月より中小企業も含め全面施行され、パワハラ対策が義務化されます。このため中小企業においても、パワハラ防止のため次の様な措置を講じる必要があります。

- ☑ 事業主の方針等の明確化、およびその周知・啓発
- ☑ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ☑ パワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ☑ 相談者・行為者等のプライバシーを保護することや、相談したこと等を理由として不利益な扱いをされない旨定め、周知する



今一度点検のうえ、必要な対策を講じるようお願いいたします。